

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟市教育委員会

教育長 前田 秀子

新潟市教育委員会規則第4号

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則の一部を改正する規則

新潟市長から委任を受けた新潟市生涯学習センターの管理に関する規則（平成16年新潟市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（施設予約システムによる利用の許可申請等の特例）

第5条の2 第2条、第3条及び第5条の規定については、新潟市公共施設予約システムの利用に関する規則（平成18年新潟市規則第66号）に規定する新潟市公共施設予約システム（以下「施設予約システム」という。）による利用の許可の申請がなされた場合は、適用しない。

2 第4条の規定については、施設予約システムによる利用の許可の申請をしたものに許可をする場合は、施設予約システムにより通知するものとする。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。